● 特報　林 芳正文部科学大臣へ要望書提出

飛天

平成 30 年会報

●表紙：敦煌莫高窟第 285 窟南壁　伎楽飛天（538 年～）模写

公益社団法人 日本文化財保護協会

埋蔵文化財調査技術者の倫理

1. 宣　言

公益社団法人日本文化財保護協会は埋蔵文化財の発掘調査を行う法人からなるわが国民間調査組織を代表する団体である。

埋蔵文化財はかけがえのない国民共有の財産であることから、その調査にあたっては考古学を基礎とした確かな技術力や高度な専門性とともに、調査の公正性、中立性といった高い倫理性が求められている。

このため、民間調査組織が埋蔵文化財調査を主体的に、責任を持って行うためにはより高い職業倫理が必要であり、協会は自らの努力によりこれを確立して民間調査組織の社会的信用を確保し、埋蔵文化財調査業の健全な発展をはかることによりわが国の埋蔵文化財保護に寄与することを決意し、ここに倫理綱領を制定することとした。

2. 倫　理　綱　領

公益社団法人日本文化財保護協会の会員は国民共有の財産である埋蔵文化財の調査がきわめて公益性の高い職務であることを自覚するとともに、自らの努力で高度な専門性と技術力を育成し、発掘調査を通じてわが国の埋蔵文化財保護に寄与することが会員の社会的使命であることを認識しなければならない。

また、会員は埋蔵文化財の調査を社会から信頼される事業として確立するため、公益性の高い職務にふさわしい職業倫理をもって調査にあたり、埋蔵文化財の調査が誇りある職務として会員及び調査に携わる技術者の社会的地位確立と、埋蔵文化財発掘調査業の発展をはからなければならない。

このため次の事項を遵守するものとする。

(1)品位の保持

会員は、常に埋蔵文化財調査事業者としての品位の保持に努めるとともに、会員相互の名誉を重んじ民間調査事業の健全な発展をはからなければならない。

(2)専門技術の確立

会員は常に知識の吸収と技術の向上につとめ、考古学を基礎に人文・社会科学から自然科学までを包括する発掘調査技術を確立しなければならない。

(3)中立性、独立性の保持

会員は埋蔵文化財保護を使命とする職業倫理と専門的知識に基づく考古技術者の良心に従って調査を行うものとし、これを侵すいかなる依頼にも応じてはならない。

(4)秘密の保持

会員は依頼者の利益を擁護するため、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(5)公正で自由な競争

会員は公正で自由な競争を行い、広く社会から信頼される埋蔵文化財調査業を確立する。

3. 行　動　規　範

倫理綱領を実践するため、公益社団法人日本文化財保護協会及び会員とその役職員、協会が認定した埋蔵文化財調査士等の資格保有者は、以下の規範に基づいて行動する。

(1)公正で自由な競争

私的独占、不当な取引制限および不公正な取引方法に関する法令および規則を遵守し、これらの基本ルールの逸脱行為は行わない。

(2)関連業法の遵守

業務を遂行するにあたっては、文化財保護法をはじめ各種業法を遵守する。

(3)贈賄の禁止及び接待、贈答などの制限

贈賄行為や公務員等に対する不正な利益供与、申し出、約束は行わない。また、接待、贈答の授受に関しては社会通念上妥当な範囲を超えてはならない。

(4)利害相反行為等の禁止

専門家としての職務を果たせなくなる事態に対しては、国民共有の財産を保護するという信念と勇気をもって対処する。

(5)反社会的勢力との関係の遮断

反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関わりを遮断する。

(6)情報の適切な管理

依頼者や会員、埋蔵文化財調査士等の資格保有者、資格試験受験者等の情報の不適切な開示、漏洩、不当利用を防止し、適切な管理を行う。

(7)知的財産権の保護

業務を遂行する上で知的財産権を尊重し第三者の権利を侵害しない。

また、会員とその役職員の知的財産権の保護に努める。

(8)適正な経営情報の開示

協会および会員は経営情報を関係法令に基づき適正に整備し、適宜開示を行う。

(9)人権の尊重

基本的人権を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分、国籍、疾病、障害等による差別を行わない。

会員とその役職員、埋蔵文化財調査士等の資格保有者および資格試験受験者の個人情報は適切な保護を行う。

4. 倫　理　委　員　会

公益社団法人日本文化財保護協会はこの倫理綱領および行動規範の普及、啓発、推進、維持のため倫理委員会を設ける。

CONTENTS

2 … 埋蔵文化財調査技術者の倫理
3 … ごあいさつ　理事長　長谷川　渉
4 … 特報　林 芳正文部科学大臣 へ要望書提出
6 … 特集　第 9 回定時社員総会
文化庁　山﨑秀保文化財部長よりご祝辞
高島忠平氏による特別講演会
優秀調査報告書は 10 社が受賞
公益社団法人日本文化財保護協会　坂詰秀一会長　ご挨拶
9 … 総務委員会報告
10 … 技術研修委員会報告
11 … 広報委員会報告
12 … 考古検定検討委員会報告
13 … 事業委員会報告
14 … 地区連絡協議会報告
15 … 復興支援対策本部報告
16 … 平成 30 年度　日本文化財保護協会　組織・役員
17 … 地区会員懇談会
18 … 平成 29 年度事業報告書
20 … 平成 29 年度理事会
21 … 平成 30 年度事業計画書
22 … 文化財の保存・活用の新展開
23 … 公益社団法人日本文化財保護協会　社員名簿
編集後記

●表紙「飛天」の題字は、馳浩元文部科学大臣（当協会顧問）の直筆によるものです。

ごあいさつ

公益社団法人 日本文化財保護協会
理事長 長谷川 渉

この度、那波市郎前代表理事より引き継ぎ、新しく理事長に就任いたしました長谷川渉と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

当日本文化財保護協会も公益社団法人として14年を迎え、定款変更を行い、組織の一部を変更いたしました。考古学の学問的な部分をご指導いただいている会長を引き続き坂詰秀一先生にお願いし、今年度より、理事長にわたくし長谷川が、新設となります副理事長として前専務理事の橋本真紀夫、前常務理事の安住修二が就任いたしました。また専務理事として西城修が加わり、新たな体制で活動してまいります。

私ども日本文化財保護協会は、民間の埋蔵文化財調査機関が集結して、内閣府より公益社団法人の認定をいただき活動をしてまいりました。

その間、埋蔵文化財調査士、埋蔵文化財調査士補等の資格制度を進め、埋蔵文化財調査士は延べ３６３名、同調査士補は延べ３１０名を輩出し、さらにＣＰＤ制度の継続教育も実施しております。この資格の一番の特徴は、現場実務経験を積んで初めて試験を受けることができることです。現在、行政担当の方も、大学においても実習等の現場を経験する機会が少ないことが問題点として上がっています。当協会としては「行政の良きパートナー」として、インターンシップ等の協力を進めていければと思っております。この資格を行政の皆様に有効に使って頂けるように活動も継続していく所存です。

また、坂詰会長の発案で、「飛天」との合冊として埋蔵文化財調査士、調査士補の実績等を発表する場である「紀要」を刊行することができました。今後もさらに充実させていきたいと思っております。

前年度３月10日には日本大学文理学部百周年記念館において「特別講演会　考古学の力・文化財の力　地中の星を追いかけて」と題し、國學院大學名誉教授の小林達雄先生をお迎えし、坂詰会長との講演とさらに両先生の対談を行い、一般の方々を含め多方面からの参加をいただき、成功裡に閉会いたしました。このような企画も今後も各地域でも企画することも検討していきたいと思います。

また、考古検定も実施して今回で第10回を迎えることができました。さらに皆様に参加しやすい方向を検討してまいります。

今回、文化財保護法も改正されることが閣議決定され、平成31年度４月１日より施行される運びとなりました。文化財を保存が前提としながら観光資源とする、新たな体制を構築しながら動き出します。特に注目する点は地方公共団体の文化財保護の事務は地方公共団体の長が担当できるようにするとあります。埋蔵文化財行政の動きにも注目する必要があるでしょう。

この間の国の動きは平成19年「観光立国推進基本法」、「歴史文化基本構想」、平成20年「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（愛称：歴史まちづくり法）」、平成27年「日本遺産（Ｊａｐａｎ　Ｈｅｒｉｔａｇｅ）」、そして今回の文化財保護法の改正につながっています。平成16年に坂詰会長が提唱した「観光考古学」がさらに具体的に始動する時期を迎えたとも言えます。

当協会としては、「公益性」を持つ業務としての埋蔵文化財調査への体制強化、埋蔵文化財調査士、調査士補各員の調査力の向上を目指しつつも、文化財行政の動きを注視しながら、新たな方向性も模索して参りたいと思っております。またそれらの情報も会員皆様と共有できるように運営を進めてまいります。

今後とも皆様からのご指導、ご支援を賜りたく、ご挨拶とさせていただきます。

林 芳正文部科学大臣 へ要望書提出

平成30年3月26日に林芳正文部科学大臣宛の「要望書」を、馳浩元文部科学大臣（当協会顧問）のご同行のもと文部科学省へ提出しました。

宮川典子政務官にご面談のお時間をいただき、これからの埋蔵文化財調査について、当協会の取り組みをお話ししました。

当協会会員の民間調査組織は、発掘調査を通じて我が国の埋蔵文化財の保存活用に取り組んでおり、改正品確法の遵守、技術者の育成と担い手の確保、コストの削減、作業の安全、新技術開発等への積極的な取り組みを通じて発注者のご要請等に的確に応え、文化財事業の持続的かつ健全な発展に努めていることをお伝えしました（詳細は次頁を参照下さい）。

また今後も、文化財事業の健全な発展のために当協会は積極的に対応し取り組んで参ることをお約束いたしました。

宮川政務官からは、当協会の日頃の活動に対する労いと、文化財事業の更なる発展に寄与するよう激励のお言葉を頂戴しました。

宮川典子政務官

平成３０年３月２６日

文部科学大臣

林 芳正 殿

公益社団法人　日本文化財保護協会
会　　長　坂　詰　秀　一
代表理事　那　波　市　郎

要　望　書

平素より公益社団法人日本文化財保護協会の活動にご理解をいただき、また多大なるご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴省におかれましては、世界に誇るべき「文化芸術立国」の実現（文化を起爆剤とする地域と日本再生）を目指し、文化力による地域と日本の再生、かけがえのない文化財の保存、活用及び継承、東日本大震災からの復旧・復興等の重要施策について、強力に推進されていますことに深く敬意を表しております。

また、国民共有の財産である埋蔵文化財を適切に保存・活用するための諸課題へのご指導、社会情勢の変化に伴う開発事業の増加、専門職員の担い手不足等の諸問題の解決についてもご尽力されており、貴省のご指導のもと、諸課題の解決等に当協会もこの一翼を担えればと考えております。

当協会は、民間組織による文化財保護推進の立場から、わが国の文化芸術の振興に寄与することを目的として内閣府の公益社団法人認定を受けております。

当協会会員の民間調査組織は発掘調査を通して、わが国の埋蔵文化財の保存活用に取り組んでおります。

加えて、改正品確法の遵守、技術者の育成と担い手の確保、コストの削減、作業の安全、新技術開発等への積極的な取り組みを通して、発注者のご要請に的確に応え、広く文化財事業の持続的かつ健全な発展に努めております。

今後の文化財事業の健全な発展のためには、当協会の果たす役割がきわめて重要と考え、下記の事項について要望いたしますので格段のご高配を賜りたく、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

記

１．民間調査組織の活用・促進のお願い

わが国の民間調査組織は、今や埋蔵文化財調査業としての能力と実績を備え、これまでも調査主体として発掘調査を行う一方、埋蔵文化財行政の発掘調査支援業務にあたっております。

つきましては、民間による文化財保護を更に推進し、民間調査組織の一層の活用・促進を図るため、以下の通りお願いを申し上げます。

わが国の埋蔵文化財担当専門職員数は、平成２８年度に至って５，６６６名（平成２７年度比５８名減、平成１２年度７，１１１名の７９．６％）と減少し、発掘届出等件数は平成２８年度６２、３１０件（平成２７年度比２，９６０件増）と過去最大でありました。（別添資料参照１，２）

国民共有の財産である埋蔵文化財を適切に保存・活用するため、民間調査組織の活用・促進を一層お図り下さいますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

（１）豊富な調査実績を保有

当協会会員数は現在８１社、年間総額２２３億円（２０１７年度実績）国・地方自治体、開発事業者等から発掘調査等（試掘・確認調査～記録保存調査）の受託実績を保有しております。

（２）埋蔵文化財調査士・補の活用について

当協会は会員企業の技術者に対して、埋蔵文化財調査のための専門技術、知識を育成し調査成果の品質向上等を目的に、平成１９年度より１１年間にわたって資格試験を実施しております。

試験は、第三者委員会（学術・行政 OB を代表する有識者）の厳選な審査のもとに筆記・面接試験による選考を実施し、ＣＰＤ制度（継続教育）も併せて導入しております。

現在、資格取得者は６２９名を超えて、埋蔵文化財行政業務の一翼を担う有能な人材を輩出していると確信しております。

◇ 埋蔵文化財調査士

発掘調査から報告書作成まで一貫して責任を持って実施できる者。

埋蔵文化財調査士補取得後２年以上の発掘調査実務経験を有し、調査報告書を２冊以上または研究論文等１編以上執筆している者。国及び地方公共団体（埋文センターなどを含む）で発掘調査の実施、指導、監督などを行う埋蔵文化財行政に 20 年以上携わったことのある者。

◇埋蔵文化財調査士補

発掘調査現場を統括し、人事管理、安全管理、工程管理を行いながら発掘調査を適正に実施できる者。

学校教育法による大学を卒業し、当協会が認める関連分野を専攻した者で、発掘調査実務経験を２年以上有する者。学校教育法による大学を卒業した者で発掘調査実務経験を４年以上有する者。これ以外の者で４年以上の発掘調査実務経験を有する者。

（３）会員資格取得者の活用について

会員文化財従事技術者	１，３２８名（平成２９年４月現在）
埋蔵文化財調査士・補	６２９名
学芸員	４５２名
土木施工管理技士	１，２２０名
測量士・補	２，０３１名
日本考古学協会会員	２５１名

埋蔵文化財調査士・補をはじめ、上記資格者は発掘調査現場を統括し、人事管理、安全管理、工程管理を行いながら発掘調査を適切に実施できる人材を保有しておりますので、積極的な活用をお願い申し上げます。

（４）インターンシップ（就業体験）の受け入れ

当協会員各社は学生に就業体験の機会を提供するため、現在考古学を学んでいる学生に対し、発掘現場での体験学習を通して遺跡調査、遺構検出及び測量、写真撮影、調査報告書作成などの発掘調査に係る基本を職場体験させることにより、職業選択・適正の見極めなどに就業体験の機会を積極的に提供してまいります。

２．技術力による選定について

（１）プロポーザル方式について

ご当局においては、より質の高い技術力重視への移行が行われており、プロポーザル方式の一層の採用をお願い申し上げます。

（２）総合評価落札方式について

総合評価落札方式は、従来のプロポーザル方式を代替するのではなく、価格競争方式によっていた業務に、新しい技術や専門性等の技術評価を加えて、適切に採用していただきたく検討をお願い申し上げます。

３．経営基盤の安定と諸条件

（１）埋蔵文化財調査関連業務量の確保、拡大について

経営の安定と担い手育成・確保のため、引き続き安定的な埋蔵文化財関係の調査関連業務量の確保・拡大をお願い申し上げます。

（２）特記仕様書の明確化について（品確法第一章第七条発注者の責務五）

発注業務の特記仕様書において積算が可能となるように、仕様・数量を明確にしていただくことをお願い申し上げます。

（３）適正な契約変更の実施（品確法第一章第七条発注者の責務）

業務内容の変更に伴う契約変更がある場合は、適宜書面などをもって迅速に実施していただきたくお願い申し上げます。

４．行政と民間との協働について

（１）災害時の対応について

災害時には国、県、市町村のそれぞれが行う復興事業に伴う発掘調査をすべての行政機関が短期間のうちに実施するには困難が予想されます。

また、復興事業は、発掘調査の進捗如何が大きく影響することから、復興事業を迅速かつ効率的に進めるには官民協働による災害対応マニュアルの整備や情報共有・災害対応体制などが円滑に行われるようご配慮をお願い申し上げます。

当協会は、文化財レスキューの指導のもと、市町村指定埋蔵文化財の点検や地域の復興事業等についてもご協力させていただきます。

（２）若手・女性技術者の育成・活躍の推進について

積極的に若手を雇用し、かつ技術者として育成し、主任調査員（発掘担当者）に代わる担い手となる若手調査員・調査補助員などの現場従事経験者を幅広く登用し、評価してまいります。

また、女性技術者の登用と育成を積極的に行い、雇用と登用の拡大に努めてまいります。つきましては、会員企業のバックアップ体制の評価も考慮していただき、完全週休２日制の流れに応じて、良好な就業現場の整備を目指して努力してまいりますので、格別のご支援をお願い申し上げます。

以上

第9回定時社員総会

文化庁　山﨑秀保文化財部長よりご祝辞
高島忠平氏による特別講演会
優秀調査報告書は10社が受賞

公益社団法人となって第9回となる定時総会が、平成30年5月11日に東京都千代田区の学士会館で開催されました。

開会にあたり、文化庁 山﨑秀保文化財部長、馳浩元文部科学大臣・衆議院議員（当協会顧問）がご多用のところ駆けつけて下さり、ご祝辞を賜わりました（山﨑文化財部長のご祝辞は次頁に掲載しています）。

また、林芳正文部科学大臣と笠ひろふみ衆議院議員から頂戴したご祝電が紹介されました。

総会では、坂詰秀一会長と那波市郎代表理事のご挨拶に続き、総会議案の説明があり、いずれの議案も原案通り満場一致で承認可決されました。

また、那波代表理事より新役員候補者が紹介され、その後の理事会において、任期満了に伴う那波代表理事の退任と、長谷川渉理事長、橋本真紀夫、安住修二の両副理事長の新任、並びに新役員体制の報告がありました。

恒例の特別講演会は、高島忠平氏（佐賀女子短期大学名誉教授）を講師にお招きし、「邪馬台国と吉野ヶ里」の演題でご講演を賜りました。

昭和61年、工業団地開発に伴う発掘調査によって国内有数の大規模な環壕集落跡であることがわかり、大きな話題となった同遺跡に関わるお話しは、邪馬台国との関係を連想させるロマンに溢れる大変興味深いご講演でした。

また今回で6回目となる優秀調査報告書表彰では、10社が優秀賞に選定されました（詳細は技術委員会報告をご参照下さい）。

馳　浩　顧問

高島忠平名誉教授

那波代表理事

優秀報告書表彰　優秀賞受賞の皆さん

【文化庁文化財部長　山﨑秀保様　ご挨拶】

公益社団法人日本文化財保護協会の定時社員総会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

まず、日本文化財保護協会の皆様におかれましては、日ごろより埋蔵文化財調査をはじめ文化財保護にご尽力いただいておりますことに深く敬意を表しますとともに、文化財行政にご理解とご協力をいただいておりますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、文化行政は、今、大きく変わろうとしています。文化庁は平成33年度中に京都へ移転することが決まりましたが、昨年４月に一部先行移転として、京都市東山に「地域文化創生本部」を設置するなど、本格移転に向けた準備を進めています。

そして、この移転に関連して、文化庁は機能強化を図ります。昨年、文化芸術基本法が施行されたところですが、それを踏まえ、観光やまちづくりなどの文化に関連した施策を所管する関係府省庁とも調整しながら、文化庁が中核となって我が国の文化行政を総合的に推進していく体制を整備します。そのため文部科学省設置法の改正法案を今国会に提出しています。

また、文化庁の京都への本格移転を見据えて本年10月に文化庁組織の抜本的な改編を行います。文化部・文化財部の二部制の廃止や文化財関係の課を機能別に再編することなどを予定しています。

さらに、少子高齢化による人口の減少や地域の過疎化など、社会の状況が著しく変化する中で、文化財保護制度を一層充実させるため、文化財保護法等の改正法案を今国会に提出しています。この法案は、地域における文化財の総合的な保存と活用のための計画や個々の文化財の保存活用計画を制度化するとともに、地方文化財保護行政の推進力を強化することなどを内容としています。

本日、衆議院の文部科学委員会において林文部科学大臣からこの法案の提案理由説明が行われ、来週以降、国会で審議が行われていくことが見込まれます。

なお、一部の報道において、「文化庁は、文化財の『保存から活用へ』と舵を切った」と言うような論調が見受けられますが、これは適切な表現ではありません。元々、文化財保護法は、文化財の保存と活用の両方を図っていくことを目的としているところです。今後、政府の観光ビジョン等を踏まえ、文化財を観光資源としてこれまで以上に活用することは大切なことでありますが、昨年12月の文化審議会答申において、「文化財の保存に悪影響を及ぼすような活用はあってはならない」と言及されているように、けっして文化財の保存を蔑ろにするものではありません。文化財の保存と活用は密接不可分のものとして、その両方を充実していくことが必要であると考えています。今回の改正法案は、地域社会総がかりで文化財の次世代への確実な継承を図っていこうとするものです。

また、美術工芸品の「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」についても見直しを行い、例えば、材質が石、土、ガラス又は金属で保存状態に問題がない考古資料については、公開日数を年間延べ１５０日以内としましたが、これらは、むやみに公開期間を延長するものではなく、文化財の材質や保存状態等に応じ、きめ細かに公開期間を考えていこうとするものです。脆弱な材質の文化財については、適切に保存措置を講じていくことが大切です。

文化庁では、国の大切な宝である文化財を確実に次世代に継承することができるよう、引き続き、皆様方と連携・協力しながら文化財保護に取り組んでまいりたいと考えておりますので、更なるご理解とご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

結びに、日本文化財保護協会の益々のご発展と皆様のご健勝を祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

【公益社団法人日本文化財保護協会　坂詰秀一会長　ご挨拶】

まずもって、山崎秀保文化財部長、本日はお忙しいところ本当にありがとうございます。只今、那波代表理事からお話しがございましたように、お陰様で当協会の活動も順調に進んでおります。本総会も9回目を迎えたということで、もう少しで10年を迎える訳でございます。皆さんのご尽力によりまして、当協会もこれまで様々なテーマへの取り組みを続けてまいりました。

皆さんご存知のように、馳浩顧問には、「広報誌　飛天」と「紀要」の題字をお書きいただきました。誠にありがとうございます。大変お忙しいところ、ご無理をお願いしたものであり、協会にとりましては今後も表紙を飾る題字として使わせていただきたいと思っております。

さてこの業界では、やはり「行政のお手伝いをする」という基本的な役割がございます。行政の依頼で調査を行う場合、基本的な『調査力』ということが問題となってきます。『調査力』というものが非常に重要であります。ちゃんとした調査をいたしませんと、行政当局にご迷惑をおかけしてしまうこととなりますので、ぜひ会員の方々には『学術的調査』ということを十分念頭において、引き続きご尽力いただきたいと思っております。

この度の文化財保護法の改正については、特に文化財を『国民共有の財産の活用』ということで広く皆さんに知っていただくという主旨が盛り込まれているように感じております。

私は考古学を専攻しておりまして、振り返りますと今から10年くらい前に、「観光考古学」を提唱し、遺跡はやはり皆さんに知っていただいてこそ価値がある。それを『観光』にシフトしていくことが必要だろうということを申し上げました。

それから10年近く経ちまして、ようやく行政の皆さんとの間でも、いろいろと話題にあがるようになってきております。大変うれしく思っております。今後もどうぞ皆さん、学術的調査そのものの成果を大いに国民の皆さんに共有できるような方法を今後とも検討していただければありがたいと思い、一言ご挨拶を申し上げました。

懇親会風景

総務委員会報告

常務理事
総務委員長
㈲毛野考古学研究所　代表取締役
長井正欣

総務委員会は平成25年5月の定時総会で発足した委員会で、本年で丸5年を迎えました。協会業務のうち、資格制度（埋蔵文化財調査士・調査士補：以下「調査士」「調査士補」と記載）、CPD（継続教育）委員会、編集委員会、調査士会準備室などを担当しています。昨年度は平成30年3月10日に開催した特別講演会も実行委員会を組織して担当しました。

【協会根幹事業としての資格制度】

資格制度は、日本文化財保護協会が埋蔵文化財発掘調査に携わる者に必要な専門技術・技能を育成するために資格を付与するもので、当協会の根幹事業です。平成29年度の検定試験から受験資格に要する実務経験を短縮することになり、当協会が認める関連分野を専攻した者は大学卒業後に2年以上の実務経験があれば調査士補の受験資格を得ることになりました。また、調査士補取得後2年以上の実務経験で調査士試験が受験できます。ただ、短縮されたとはいえ、調査士補は2年、調査士はさらに2年の実務経験を必要としますので、当協会の調査士・調査士補は確実な実務経験に裏付けされた有資格者といえます。さらに、当協会の資格制度は後述するCPDにより試験合格後をも見据えている点が特長といえます。昨年度は、調査士に15名、調査士補に29名が合格し、資格試験合格者累計は調査士が363名、調査士補が310名となりました。

【CPD申請システムの整備を進める】

調査士・調査士補が自己研鑽による成長を図るために実施している制度がCPD（継続教育）です。研究発表・論文発表・講習会受講・現地説明会参加等、自己のCPD記録を申請することにより、CPDポイントが取得できます。5年ごとの資格更新には、調査士が100ポイント、調査士補が50ポイントを取得している必要があります。CPDポイントの配点・集計等は、主に首都圏に居住する調査士に委嘱したCPD管理委員が行っています。集計は上・下半期の年2回ですが、申請の受付は随時行っています。CPD管理委員会の報告では、平成29年度は上・下半期合わせて、279名から1361件の申請があったとのことです。一方で、全く申請をしていない調査士・調査士補も散見されます。現在、当協会のホームページに資格者マイページを設定しマイページから入力・申請できるよう申請システムを構築中です。申請システムの整備を契機に、CPD申請者数・件数の増加に結びつくよう期待したいと思います。

【紀要2号から原稿公募】

「埋蔵文化財の活用と環境考古学」を特集した『考古学ジャーナル臨時増刊号』は今秋刊行の予定です。昨年度の『飛天』で紹介した「発掘調査ハンドブック」は実際に現場で役立つ実用的なハンドブックを目指していますが、残念ながらあまり進展のない一年となってしまいました。

また、昨年度、『紀要』第1号を『飛天』との合冊で刊行しました。第2号は、原稿を公募して企画し、①調査遺跡紹介、②研究ノートの2分野で原稿執筆を募ったところ7名の調査士・調査士補から応募がありました。

『紀要』の発刊は調査士・調査士補の調査力・技術力向上を目指した事業の一環です。近年中に、調査士・調査士補が中心となって『紀要』の企画及び編集を進めていけるような体制をつくりたいと考えています。会員各社のご理解・ご協力をお願いいたします。なお、『紀要』第2号には、後述する特別講演会の講演も誌上再録いたしました。

【調査士会準備室】

当協会では様々な事業を進めていますが、先述のCPD管理委員会を除き、大半は理事が兼務して担当しています。所属する会社業務の間隙での協会業務で、いささかオーバーワーク気味ですし、やや柔軟な発想に欠ける嫌いもあります。研修・研究・考古学情報の相互発信等については、調査士・調査士補に中心になって活動していただける場（調査士会）をつくりたいと考えていますが、様々な課題もあり、しばらくは準備室で方向性を模索する時間をいただきたいと思います。

【特別講演会の開催】

平成30年3月10日に特別講演会「考古学の力・文化財の力　地中の星を追いかけて」を日本大学文理学部百周年記念館で開催しました。当協会会長で立正大学名誉教授・坂詰秀一先生の講演「地中の歴史を掘る」、國學院大學名誉教授・小林達雄先生の講演「縄文の思考」、坂詰先生が小林先生に問いかける形での対談「小林先生に聞く・考古学の未来」と長時間にわたる講演会でしたが、来場者は皆、熱心に聴講し大盛況となりました。「小林先生、坂詰先生の第2弾対談を企画してください。」（50代男性）などのようなアンケートに答えてくれた参加者も多く、両先生の対談は非常に興味深いものでした。成功裏に終わった特別講演会には、各方面からのご支援・ご協力をいただきました。誌上を借りて、厚く御礼申し上げます。

技術研修委員会報告

理事
技術研修委員長
河野一也
（関東文化財振興会㈱　埋蔵文化財調査部長）

技術研修委員会は平成23年度に「調査評価委員会」として発足し、公益財団法人日本文化財保護協会の会員会社の埋蔵文化財調査の技術力向上のため、埋蔵文化財調査士・調査士補が関わった発掘調査から報告書作成までの内容を評価し、低価格入札の弊害や埋蔵文化財の記録保存の責任を全うするために、優秀な調査報告書を表彰することになりました。平成24年度からは「技術研修委員会」として再出発し、優秀調査報告書を表彰する制度が設けられました。

さらに、技術研修委員会では発掘調査での技術力や調査力を高めるため、平成27年度から技術研修会を開催しています。発掘調査や整理作業で必要な技術や知識を高め迅速で有効な成果を目指していきたいと思います。

平成27年度は、第1回技術研修会を7月に東京都内で、第2回を10月に奈良市内のので開催し、最新の遺跡測量技術をアイサンテクノロジー株式会社様、株式会社ＣＵＢＩＣ様、福井コンピュータホールディングス株式会社様にご講演いただきました。平成28年度は同じく第1回技術研修会を7月に東京都内で、第2回を11月に奈良市内で開催し、株式会社ＣＵＢＩＣ様、パリノ・サーヴェイ株式会社様に講師をお願いし、「遺物の実測と遺跡出土石質遺物の岩石の見方」と題しご講演を頂きました。

また平成29年度第6回「優秀調査報告書」は会員会社のご協力を頂き、10社の応募がありました。第1回が7社、第2回が4社、第3回が5社、第4回が6社、第5回が8社と年々応募数が増えていることは、調査支援会社として報告書作成まで含めた発注が増える傾向にあると考えたいと思います。民間調査会社として埋蔵文化財の膨大な資料を記録した調査報告書を公刊することによって信頼を得ることが大事だと思います。

外部審査委員による厳正な審査の結果、今回も最優秀調査報告書の該当は有りませんでしたが、全てが優秀報告書に選定されました。これも会員会社の考古学の技術力が一定基準まで達しているものと理解したいと思います。

優秀報告書は、株式会社測研「下郷古墳群71号墳」、株式会社二友組「長久寺遺跡」、大成エンジニアリング株式会社「加村台遺跡K地点」、株式会社パスコ「永吉天神段遺跡2　第2地点・1」、株式会社イビソク「名勝名古屋城二之丸庭園」、株式会社武蔵文化財研究所「入間町城山遺跡」、有限会社毛野考古学研究所「塚前貝塚・五輪前遺跡（第2次調査）」、株式会社シン技術コンサル「村前ノ沢遺跡」、株式会社四門「肥前佐賀藩鍋島家屋敷跡遺跡」、株式会社玉川文化財研究所「天神山遺跡第Ⅲ地点・第Ⅳ地点」の10社が選定されました。

平成29年度の技術研修会は、第1回が平成29年7月30日に日本橋の社会教育会館において、パリノ・サーヴェイ株式会社調査研究部様に講師をお願いし、遺跡調査に伴う最近の遺跡層序、植物資源の捉え方を学ぶと題し、2人の講師から「遺跡の火山灰調査」、「縄文時代の植物遺体」のご講演を頂きました。第2回は平成29年10月28日に奈良市の奈良商工会議所において、同じくパリノ・サーヴェイ株式会社調査研究部様に講師をお願いし、2人の講師から「遺跡の層序」、「弥生・古墳時代の植物遺体」について講演を頂きました。今年度のテーマは遺跡発掘調査において身近ではありますが、調査員として興味はあるがどう対処して良いか不安な気持ちがあり、会員会社の参加者にとっては関心が高かったようでした。

また、技術研修委員会の今後の活動について会員会社の参加者からテーマや問題点をアンケートとしてお願いしました。難易度・テーマ・説明・ボリューム・講義の内容など概ね良好な評価を得たと考えています。中でも満足度は70％、次も参加希望が80％、参加回数2回以上が50％との回答を得ました。今後の講演内容の希望については多くの回答を頂きました。検討し今後に生かしたいと思います。会員会社の参加者有り難う御座いました。

広報委員会報告

理事
広報委員長
山口　寛
（ナカシャクリエイテブ㈱　代表取締役社長）

広報委員会は、「文化財保護に関する調査、研究を通じて埋蔵文化財調査事業の健全な発展を図り、わが国文化芸術の振興に寄与する」という当協会の目的達成に繋がる活動を多くの方々に知っていただくため、「広報誌飛天」「埋蔵文化財調査要覧（監修）」等の印刷媒体の発行やＷＥＢサイト、ＳＮＳ等を通じた様々な情報発信、『考古検定』のＰＲ活動、「ドッキーワークショップ（縄文土器の文様を付けたクッキーを親子で作りながら学習を行う活動）」を始めとする各種イベント企画やフィールド活動を行っています。

昨年度の主な活動は、７月、福島県郡山市大安場史跡「古墳まつり」に協賛し、古墳シンガー・まりこふんさんが自ら考古検定のために書き下ろしたオリジナル曲「考古☆検定」をライブで披露していただいたり、行政の皆様からのご支援をいただき岩手県大船渡市、静岡県浜松市でのドッキーワークショップやワークショップの講師養成会（ワークショップのワークショップ）も開催しました。

このようなフィールド活動に参加しますと、いわゆる『考古ファン』、『埋文ファン』と言われる愛好家の方々が各地にはたくさんいらっしゃることを改めて実感します。特にお子様からお年寄り、若い女性など幅広い年代層の方々がとても熱心に参加され、そういう方々の地元愛や研究心がその地区の歴史・文化を伝承する重要な役割を果たしていると感じます。

当協会の活動、並びにそれを広く知っていただく広報委員会として、地域の皆様の活動に対しても微力ながら貢献して参りたいと思っています。

まりこふんさん

ドッキーワークショップ

ドッキーワークショップ講師養成会
（ワークショップのワークショップ）

考古検定検討委員会報告

理事長
考古検定検討委員長
長谷川　渉
（株）武蔵文化財研究所　代表取締役

考古検定は今期で第10回を迎えます。この間を振り返ってみましたが、平成22年度に日本文化財保護協会が内閣府により公益社団法人として認定されたのを記念し、一般の人々を対象とした考古検定をスタートさせました。読売新聞社様には第1回から後援をいただいています。

第1回は23年2月、2回目は7月に入門クラスをインターネット方式により開始しました。本格的には3回目から東京会場、大阪会場の2箇所で行っていますが、参加者を大きく減らすことになりました。やはり全国の方が受けるには会場数が少ないということと、初級以上を受けるには入門クラスを合格しないと受験できないなどが原因であろうとの判断で、皆様がより受験しやすい方式を検討し、第4回目から受験方法はCBT方式（全都道府県に会場を設け、コンピューターを使用した方式）を採用し、入門、初級、中級はどこからでも受験できるようにしました。ただし、上級、最上級は記述式を採用し、上級を受けるには中級を合格、最上級を受けるには上級を合格を受験資格としました。また一般の方々にも広く知っていただけるよう、第7回より広報活動に古墳にコーフン協会さん、まりこふんさん、ポスター・チラシの制作には、ヨザワマイさんにご協力いただいています。

平成28年度より発足した当委員会では、より多くの皆様に受験していただけるよう第8回の時に『考古検定過去問題集（解説付き）』を編集協力を縄文ZINE編集部様に依頼して刊行、また第9回には埼玉県本庄市の「前の山古墳出土・盾持人物埴輪」の写真を用いた広報用はがきを作成、配布しました。また平成29年度から、入門、初級、中級はご自宅などからでも受験していただける「インターネット方式」を採用いたしました。

さて、第10回を迎えた考古検定は、今後も日本文化財保護協会が行う公益事業である「文化財保護に関する知識の教授」の一環であり、広く皆様に考古学、歴史学への興味もっていただき、文化財の理解と保護につながる事を目的としております。文化財保護も改正されることが決定し、より文化財を活用とする方針が示されましたが、この考古検定もより身近な遺跡を新たに再発見できることに利用され、新たに「観光考古学」へも繋がることを期待しています。

また、第10回を記念して、入門クラスだけではありますが、受験費用を一千円といたします。会員の皆様にも今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

今年度第10回の考古検定は次のように実施されます。

【内閣府公認　第10回考古検定】
受験申込期間：平成30年9月1日（土）～11月14日（水）
試験期間：平成30年11月17日（土）～11月25日（日）
お問合せ先：「考古検定」受験サポートセンター
TEL（03）5209－0553
ホームページ：http://www.n-bunkazaihogo.jp/koukokentei/

事業委員会報告

副理事長
事業委員長
安住 修二
(株)パスコ 常任顧問

平素より当協会へのご理解・ご協力・ご支援等感謝申し上げます。

今年度は文化財保護法が改正されました。（平成30年法律第42号）

その目的は「有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る」とのことです。

その中で事業委員会は、この法律改正に伴い、①文部科学大臣への要望活動、②中期ビジョンの変更、③民間資格登用要望等を進めています。

①文部科学大臣への要望活動は本誌並びに協会HPに掲載していますので、参考にご覧ください。

②中期ビジョンは法改正に伴い、見直しを行いました。

・公益法人と協会員の役割は、地域の埋蔵文化財の総合的な保存活用を補完できる組織であることで、そのために高い倫理観、品質に対する責任、技術の研鑽、ＩＣＴ（情報技術）の活用、地方自治体専門職員への支援、次世代技術者の育成を目指します。

・改正品確法による企業のあり方と新しい調達方式の導入を埋蔵文化財調査業に定着させ、地域協会員の問題点を協会活動で要望活動を通して訴求して、実現します。

・複合技術を保有し、「文化財保護法」「環境影響評価法」を念頭に置いて、文化財コンサルタントとしてのあり方を示しています。

③民間資格登用要望は、埋蔵文化財調査士を一つの技術指標として評価頂くことを目的に文化庁に提案しています。

民間企業の評価として、ＪＡＣＩＣ（一般財団法人日本建設情報総合センター、国交省系財団）ではＴＥＣＲＩＳによる公共発注機関並びに公益民間企業から発注された業務に関する「業務実績情報」や「技術者情報」（コリンズ）、「会社情報」をＤＢ化して、発注機関、民間企業に提供しています。これは中央審議会の主旨に沿って企業選定、手続の透明性、客観性、競争力を高めることを目標にしています。これにより発注機関は資格のない会社・実績のない会社、業務遂行能力の有無、技術者能力等が判断できます。

また民間団体資格１２０に対して大臣認定を行いました。この事で専門分野の判断もできます。しかし埋蔵文化財行政機関は民間への理解、技術への厳しい評価があり壁は高く、厚いです。人口減への対策として民間との協働、若手への埋蔵文化財への呼び込み・インターンシップ等協力できることはいくらでもありますが、まだまだ訴求が必要です。世代交代が進まないと課題解決への糸口は見つからないかも知れません。

より認められる協会、魅力ある協会として、安定した運営を目指して行きますので、会員各社のご協力を宜しくお願い致します。

地区連絡協議会報告

常務理事
地区連絡協議会
川谷昭彦
（株）埋蔵文化財サポートシステム　相談役）

当協会は文化財保護行政に協力するとともに、所属している会員会社全体の代弁者として文部科学大臣に要望書を提出するなど、公益法人としての活動を行い、業界として認知されるよう日々活動を続けております。これらの協会活動については地区懇談会、ホームページやフェイスブックなどで会員の皆様にお知らせしていますが、まだまだ説明不足であり、不十分な点も見受けられます、と平成29年度の「飛天」において報告しました。

また、協会が行っています活動や事業（埋蔵文化財調査士・調査士補の資格試験制度、継続教育、技術研修、文部科学大臣に対する要望書提出、東日本大震災復興支援、考古検定やワークショップなどの考古学ファンの交流に関する事業）等について、会員の皆様にも協会活動に参加しているとの意識を持っていただくことがこれからの協会運営にとって必要な事だとも述べさせていただきました。

そして、文化財行政にはそれぞれの地域性があることから、会員の皆様に役立つ協会として行政との協力体制を構築しながら各地区の会員の皆様の業務の発展に繋げていきたい等、29年度の「飛天」において、地区懇談会の目的と活動について次のように報告いたしました。

【目的】

①地区会員各社と協会の相互理解を深めるための連絡協議会とする。

②該当する地区の自治体に対し、その地域に合った提言や要望活動を行い、民間調査組織の導入を促す。

③地区会員各社に所属する調査者の調査力向上を目指す。

④協会活動に関する協力と参加意識を高め、会員の増加を目指す。

【活動】

①代表理事や専務理事など協会執行部を迎え、協会の現状を話し合い、会員からの要望を聞くなど協会と会員相互の意思の疎通を図る。

②事業委員会と連携し、各地区の会員と共に該当する自治体にその地域の事情に合った提言や要望活動を行う。理事会と連携し、各地区で行われる協会の地区懇談会を開催する。

③埋蔵文化財調査士・士補の増員活動に協力する。

④技術研修委員会と連携し、各地で行われる技術研修会の開催に協力する。

⑤考古検定の受験者増員活動に協力する。

⑥新規会員の募集活動に協力する。

これらの内容について理解していただく為、九州地区で加入されている会員の皆様にお集まりいただき、4月に地区連絡協議会の準備会を開きました。

今回は【目的】①の「地区会員と協会の相互理解を深めるための連絡協議会とする」そして、【活動】①の「代表理事や専務理事を迎え、協会の現状を話し合い、会員からの要望を聞くなど協会と会員相互の意思の疎通を図る」を主に捉え、実施しました。

代表理事が協会の歴史的経過などの全般的な説明を行い、専務理事からは平成29年度に行いました文部科学省訪問や文化庁との会合等の協会活動報告がありました。次に、資格・検定試験の報告及び活動方針の説明があり、事業委員会委員長からは会員の増加に関する活動報告や今後の事業方針が示されました。そして、最後に地区連絡協議会の立ち上げについての趣旨説明を行いました。

その後、会員と協会理事との意見交換が行われ、最低制限価格や調査士・調査士補の資格制度等についての発言要望がありました。また会員会社の調査技術力の向上についても話し合われ、関東や関西で開催されている技術研修会を九州でも行うことが出来ないかなどの意見が出ました。

初めての試みでしたが、会員と協会との相互理解を得る良い機会だったと思います。

地区連絡協議会の活動は始まったばかりですが、各地区の会員の皆様と協会が意見交換を行い、活動する場として重要な拠点になると考えています。

復興支援対策本部報告

常務理事
復興支援対策本部
（国際文化財㈱　取締役東日本事業部長）
武　賢治

【釜石市埋蔵文化財発掘調査支援業務】

復興支援対策本部は、公益社団法人としての社会貢献の一環として、東日本大震災発生2年後より復興事業に支援して参りました。その支援活動についてご報告いたします。

1．受注実績

最初の受注は平成25年10月21日の横瀬遺跡・川原遺跡・片岸貝塚の3遺跡から、直近の受注は平成28年1月18日の泉沢屋敷遺跡までの9遺跡9契約となります。詳細は以下の通りです。

次頁の表の通り、現地発掘調査は、No.1～No.3の横瀬遺跡・川原遺跡・片岸貝塚の3遺跡のみであり、No.5～No.7の屋形遺跡（その1）・（その2）と野川前遺跡の2遺跡については、残作業である整理報告書作成が今年度発注予定となります。よって、現在までに当協会として完納した報告書は現在までに計3件となります。

2．平成27年度実施した発掘調査の概要

屋形遺跡（その1）・（その2）と野川前遺跡の2遺跡については、現地での発掘調査から整理途中までの経緯・内容ついて、ご説明します。

【屋形遺跡】

①屋形遺跡埋蔵文化財発掘調査委託業務（その1）
（縄文時代前期～晩期・集落、縄文時代後期・貝塚、縄文時代晩期～弥生時代前期前半・包蔵地、古代・集落）
避難道路の建設に伴う調査で、C～E区の3工区で調査面積、掘削土量の減少が見られました。

②屋形遺跡埋蔵文化財発掘調査委託業務（その2）
（縄文時代前期～晩期・集落、縄文時代後期・貝塚、縄文時代晩期～弥生時代前期前半・包蔵地、古代・集落）
（その1）調査業務の連続する遺跡でC～A区の3工区実施しました。

A区及びB区の一部がトレンチに変更した事で調査面積は減少しましたが、包含層の深度によって掘削土量は増加しました。更にほぼ完形状態の貝塚がC区で検出した為に発掘調査そのものが大きく変わり、調査員の増強、作業員の増員、掘削手法の変更等を余儀なくされました。

更に平成27年8月18日の未明に襲来した豪雨に見舞われて、発掘現場下段の道路脇の土砂崩れ事故の対応と、その原因が問われ多くの時間と労力を費やしました。

整理報告書作成は（その1）調査業務と平行して進めており、貝塚からの出土品と合わせて遺物量は当初見込みを膨大に上回ったことと貝塚を含む報告書のページ数が増えたことを含めて、作業の工期は7月末に延長となり、平成28年度内に整理業務の途中納品となりました。

【野川前遺跡】

野川前遺跡埋蔵文化財発掘調査委託業務
（縄文時代中期前葉～後葉の集落跡）

E形状の道路予定地を発掘調査する案件で、当初から工期の延長と自然科学分析について設計変更を前提に調査開始しました。一部区域の発掘調査の取りやめ、隣接土盛り箇所の掘削の変更があったものの順調に掘削が進行されましたが、C・Eラインで大量の遺物の出土と検出遺構数が予想を大きく上回り工程が遅延する結果となりました。よって、平成27年12月工期から平成28年3月末の工期延長となり、整理業務の途中納品　となりました。

3．今年度発注の整理報告書作成について

釜石市としては、屋形遺跡（その1）・（その2）と野川前遺跡の2遺跡について、今年度は整理作業の継続作業及び報告書作成業務を復興予算の交付金による発注が予定されております。2遺跡ともに遺構図作成、遺物実測トレース等（拓本含む）、写真撮影作業、自然科学分析、報告書作成・印刷製本の発注仕様に対応するものです。埋蔵文化財は、国民共有の財産であるとともに、地域の歴史と文化を形成する歴史遺産であります。今回の調査は、復興事業の一部として短期間に複数遺跡の早急な発掘調査を行うために、民間の支援を活用して実施するもので発掘調査完了から2ヶ年が経過し、今年度作成予定の報告書が完成すれば、当協会としては、今までの3件の遺跡に加えて5件の報告書が完納することになります。民間組織の技術力を結集して品質の保障と適応性の確保をし、復興事業推進のための支援の成果を報告書として記録保存することが公益社団法人としての社会貢献と考えております。本発掘調査は、東日本大震災復興事業に係る埋蔵文化財発掘調査で民間活用が導入されたものであり、岩手県としては初となる事例として本業務が完了することは、平成25年10月から始まり、「釜石市埋蔵文化財発掘調査支援業務」の一区切りを今年度、迎えることとなります。

この経験を踏まえ、復興支援対策本部としては行政との連携を更に強化し、災害において全面的に協力体制を整えて支援して参りたいと思います。

日本文化財保護協会 釜石市受託事業一覧　2018.7.1 現在

No.	遺　跡　名	発注先	住　　所	調査面積（㎡）	契約金額(円)税込	幹事会社	担当者	履行期間（自）	履行期間（至）	調査期間	完了納品／刊行報告書
1	横瀬遺跡埋蔵文化財発掘調査委託業務	釜石市復興推進本部	釜石市箱崎町箱崎地内	3000.0	118,125,000	国際文化財㈱	竹内俊之 川口洋次郎	平成25年10月21日	平成26年3月27日	4ヶ月	有／無
2	川原遺跡埋蔵文化財発掘調査委託業務	釜石市復興推進本部	釜石市鵜住居町鵜住居地内	1100.0	50,925,000	㈱パスコ	河内公夫 遠藤民雄	平成25年10月21日	平成26年3月27日	4ヶ月	有／無
3	片岸貝塚埋蔵文化財発掘調査委託業務	釜石市復興推進本部	釜石市片岸町片岸地内	415.0	49,350,000	㈱ノガミ	小野麻人 三冨利哉	平成25年10月21日	平成26年3月27日	4ヶ月	有／無
4	平田遺跡埋蔵文化財発掘調査委託業務	釜石市教育委員会	岩手県釜石市平田第4地割10-2、11	477.0	59,400,000	㈱ノガミ	小野麻人 三冨利哉	平成26年9月1日	平成27年3月26日	7ヶ月	有／有
5	屋形遺跡埋蔵文化財発掘調査委託業務（その1）	釜石市復興推進本部	岩手県釜石市唐丹町字屋形	1087.0	91,800,000	㈱四門	与安典昭 岡安光彦 向井 亙	平成27年3月30日	平成27年11月30日 ↓ 平成28年2月29日 ↓ 平成28年7月29日 ↓ 平成28年12月28日	8ヶ月	有／無
6	屋形遺跡埋蔵文化財発掘調査委託業務（その2）	釜石市復興推進本部	岩手県釜石市唐丹町字屋形	1860.9	91,800,000	㈱四門	前田卓宏 向井 亙	平成27年7月27日	平成28年3月30日 ↓ 平成28年7月29日 ↓ 平成28年12月28日	8ヶ月	有／無
7	野川前遺跡埋蔵文化財発掘調査委託業務	釜石市復興推進本部	岩手県釜石市箱崎町 箱崎地内	2209.0	86,400,000	国際文化財㈱	武田芳雄 筒井宏治	平成27年6月22日	平成27年12月25日 ↓ 平成28年3月25日	6か月	有／無
8	仁田代・下ノ沢遺跡埋蔵文化財発掘調査業務委託	釜石市復興推進本部	岩手県釜石市平田地区地内	661.0	51,840,000	㈱パスコ	丸山 徹 植田 真 西銘大吾	平成27年7月27日	平成28年3月30日	8ヶ月	有／有
9	泉沢屋敷遺跡埋蔵文化財発掘調査業務委託	釜石市建設課	釜石市鵜住居町鵜住居地第25地割	1442.0	83,160,000	㈱シン技術コンサル	中西孝和 福井流星	平成28年1月18日	平成28年3月31日 ↓ 平成28年10月31日 ↓ 平成29年3月17日	8ヶ月	有／有

受託合計金額合計　　682,800,000 円

【平成 30 年度　組織・役員】

役　職	氏　名	現　職
会　長	坂詰　秀一	立正大学名誉教授
理事長	長谷川　渉	株式会社武蔵文化財研究所　代表取締役
副理事長	安住　修二	株式会社パスコ　常任顧問
	橋本真紀夫	パリノ・サーヴェイ株式会社　取締役調査研究部長
専務理事	西城　　修	国際航業株式会社
常務理事	川谷　昭彦	株式会社埋蔵文化財サポートシステム　相談役
	黒木　隆史	日本海航測株式会社　代表取締役社長
	武　　賢治	国際文化財株式会社　取締役東日本事業部長
	長井　正欣	有限会社毛野考古学研究所　代表取締役
理　事	河合　英夫	株式会社玉川文化財研究所　専務取締役調査研究部長
	河野　一也	関東文化財振興会株式会社　埋蔵文化財調査部長
	清水　章弘	安西工業株式会社　代表取締役社長
	平井　　貢	株式会社シン技術コンサル　常務取締役
	森　　充	株式会社イビソク　専務取締役
	山口　　寛	ナカシャクリエイテブ株式会社　代表取締役社長
監　事	島津　義昭	株式会社九州文化財研究所　特別相談役

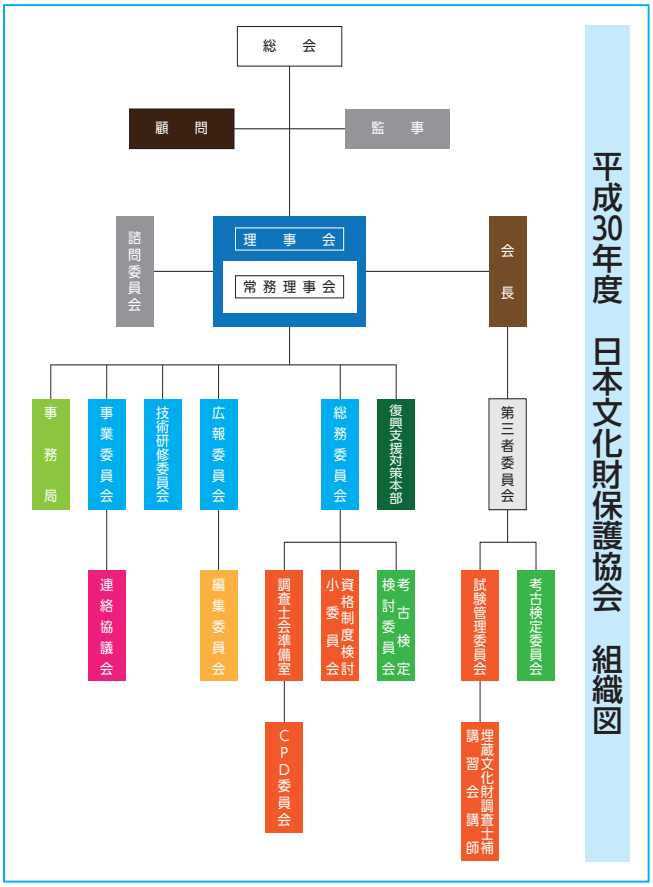

地区会員懇談会

平成29年度の会員懇談会は左記のとおり全国各地で3回開催され、開催県の担当機関のご担当者によるご講演、主に民間活用についての会員間の意見交換会に続き、会員間の交流を深める懇親会を行いました。

●四国・中国・関西地区懇談会

（平成29年6月9日　香川県高松市・オークラホテル高松）

講演者：香川県教育委員会事務局
生涯学習・文化財課 副課長 片桐孝浩 氏

演　題：「香川県の埋蔵文化財行政の現状と今後」

●関東地区懇談会

（平成29年9月22日　栃木県宇都宮市・ホテルニューイタヤ）

講演者：栃木県教育委員会事務局 文化財課 主幹 斎藤恒夫 氏

演　題：「栃木県の埋蔵文化財行政の現状と課題」

講演者：公益財団法人とちぎ未来つくり財団 埋蔵文化財センター
所長 上野修一 氏

演　題：「栃木県埋蔵文化財センターの埋蔵文化財調査概要～民間活用の現状～」

●中部・北陸地区懇談会

（平成29年11月17日　福井県福井市・福井パレスホテル）

講演者：福井県教育庁生涯学習・文化財課 参事 中川佳三 氏

演　題：「福井県の埋蔵文化財行政の現状と今後」

講演者：福井県教育庁埋蔵文化財調査センター 主任 本多達哉 氏

演　題：「福井県埋蔵文化財調査センターにおける民間活用の現状と課題」

右上：四国・中国・関西地区懇談会
上　：関東地区懇談会
右　：中部・北陸地区懇談会

Ⅰ. 法人の概況

1. 設立年月日：平成21年6月1日
2. 定款に定める目的：本社団法人は、文化財保護に携わる民間調査組織として必要な技術の研鑽、向上を図り、もってわが国文化芸術の振興に寄与することを目的とする。
3. 定款に定める事業内容
（1）文化財保護に関する知識の教授
（2）文化財保護に関する技術力向上のための研修会・講習会の開催
（3）発掘調査技術者の資格検定試験の実施および資格の認定
（4）文化財保護に関するセミナーの企画・運営又は開催
（5）文化財保護にかかる図書及び記録の閲覧、書籍の制作、電子出版物の提供
（6）文化財保護に関する国内外の団体等との連絡協調
（7）講習テキスト、試験問題集、会員名簿ほか図書の出版販売
（8）その他この法人の目的を達成するために必要な事業
4. 所管官庁に関する事項：内閣府
5. 平成30年3月31日現在の会員数（表①）
6. 主たる事務所の状況
主たる事務所：東京都中央区日本橋富沢町10―13―301
7. 平成30年3月31日現在の役員（表②）
8. 平成30年3月31日現在の職員：職員数2名（常勤1名、パート1名）

表①　平成30年3月31日現在の会員数

種　類	当期末	前期末比増減
普通会員	81社	+2社
賛助会員	6社	±0社
合　計	87社	+2社

表②　平成30年3月31日現在の役員

役　職	氏　名	現　職
代表理事	那波市郎	㈱四門　代表取締役
専務理事	橋本真紀夫	パリノ・サーヴェイ㈱　取締役調査研究部長
常務理事	安住修二	㈱パスコ　常任顧問
	川谷昭彦	㈱埋蔵文化財サポートシステム　相談役
	黒木隆史	日本海航測㈱　代表取締役社長
	武　賢治	国際文化財㈱　取締役営業部長
	長井正欣	㈲毛野考古学研究所　代表取締役
	長谷川渉	㈱武蔵文化財研究所　代表取締役
理　事	河合英夫	㈱玉川文化財研究所　専務取締役
	河野一也	大成エンジニアリング㈱　顧問
	清水章弘	安西工業㈱　代表取締役社長
	平井　貢	㈱シン技術コンサル　常務取締役
	森　允	㈱イビソク　専務取締役
	山口　寛	ナカシャクリエイテブ㈱　代表取締役社長
監　事	島津義昭	㈱九州文化財研究所　特別相談役

Ⅱ. 事業の概要

1. 事業の実施状況
平成29年度の事業計画書に基づき以下の事業を実施しました。

（1）復興対策本部（武賢治復興対策本部長）
前期に引き続き震災の被災地の自立を目指す一助となるよう、官民連携し発掘調査の支援を通じて東日本大震災の復興に取り組みました。

（2）事業委員会（安住修二事業委員長）
4月24日宮田亮平文化庁長官に、11月9日山﨑秀保文化庁文化財部長に、3月26日文部科学省において宮川文部科学大臣政務官と面談を行い、林芳正文部科学大臣に要望書を提出しました。当協会会員による民間調査組織は、発掘調査を通じてわが国の埋蔵文化財の保存活用に取り組んでおり、改正品確法の遵守、コストの削減、作業の安全、新技術開発等への積極的な取り組みを通じて、発注者のご要請等に的確に応え、文化財事業の持続的かつ健全な発展に努めていること、また考古学系の学生のインターンシップ受け入れや若手・女性技術者の育成・活躍の推進など、雇用創出・人材育成のための活動を通じて、我が国の文化財事業の発展に寄与すべく、幅広く活動していることをご報告し、要望書を提出しました。文部科学省、文化庁と協会は官・学・民連携し機能させ、今後も協調し活動を行いながら向上していくための意見交換を行いました。民間調査組織全体の技術力の集結と向上を目的に、未入会の民間調査組織への協会加入の案内を積極的に行い今年度4社の加入がありました。

（3）連絡協議会（川谷昭彦九州地区連絡協議会幹事）
来期からの稼働に向け、地区内の実績や要望などの調査行いました。

（4）総務委員会・調査士会準備室（長井正欣総務委員長）
埋蔵文化財調査士の資格検定試験を9月9日連合会館（東京）で実施しました。行政経験者4名、調査士補からの受験者12名の16名全員が合格いたしました。
埋蔵文化財調査士補の指定講習会は7月21～23日の3日間で全10講座の講習会を行い、8月26日連合会館（東京）で資格検定試験を実施しました29名受験し、全員合格いたしました。また、鹿児島にて1月15日に発掘員試験を実施し1名認定いたしました。CPD委員会は6月と11月に埋蔵文化財調査士・調査士補から申請されたCPDのポイント集計と認定作業を行いました。6月集計では124名（調査士87名、調査士補37名）から768件の申請がありました。件数は、過去最高で700件代の申請件数になりました。11月集計では155名（調査士105名、調査士補50名）から593件の申請があり、件数としては、前回より減少したものの、下半期の申請件数としては過去2番目に多く、申請者数は過去最高となりました。CPD委員会では埋蔵文化財調査士・調査士補は資格取得後5年ごとの資格更新手続を行うため、資格更新条件となるCPDポイントの取得がスムーズに行われるようCPD管理システムを導入し、CPDポイントの申請管理体制の整備に取り組んでおり、来期より本格稼働する予定です。3月10日に、埋蔵文化財調査士・調査士補

の技術力向上と理解の促進を図ることを目的とし、また考古学に関心のある一般の方を対象に、日本大学文理学部百周年記念講堂にて講演会を開催いたしました。「考古学の力・文化財の力」をテーマとして、國學院大學名誉教授の小林達雄先生、立正大学名誉教授で当協会会長の坂詰秀一先生による一般公開の講演会を実施、講演会には２６０名の参加者がありました。講演会終了後に全国の調査士・士補の資格者の交流と、お互いの調査力向上の場になるよう調査士会準備会の発足の経緯と主旨の説明を行いました。

（5）考古検定検討委員会（長谷川渉考古検定検討委員長）

11月18～26日の期間で第9回考古検定が実施され入門・初級・中級・上級・最上級クラスでの試験を開催しました。今期は入門クラス～中級クラスの3クラスを自宅でも受験可能なインターネット試験を導入し、より多くの受験者の獲得に努め過去2番目の受験者数となりました。下位クラスの合格が受験要件となる上級、最上級クラスでも合格者が増加しました。継続して受験、勉強を行えるよう今後も受験者からのアンケートや要望を精査し受験者の満足度の高い検定試験となるよう取り組んでおります。受験者からの要望の一つとして、考古検定過去問題集が通信販売以外でも購入できるよう全国の博物館ミュージアムショップ等での販路を拡充に力を入れ、発売当初2館での取り扱いが今期より6館となりました。

（6）編集委員会（橋本真紀夫編集委員長）

考古学専門誌での埋蔵文化財に関する特集号の企画・編集を行いました。

（7）技術研修委員会（河野一也技術研修委員長）

会員会社の考古学の基礎的な技術や方法論に基づいた、調査から報告書の内容を含めて調査力の向上や質の確保を図るため、会員会社が作成した調査報告書を審査して優秀なものを顕彰する表彰制度を設けています。

4月4日に第5回優秀調査報告書審査会を開催し、9社応募うち8社の報告書が優秀調査報告書に選定されました（再優秀調査報告書は該当なし）。

5月12日に表彰式で受賞者に賞状を授与いたしました。技術研修会では、どの発掘調査においても関連のある地質・土壌並びに古環境の復元に着目して土壌学と植物学の研究者を招き、即戦力として役立つ、最新の研究成果について7月30日に日本橋社会教育会館（東京）62名参加、10月28日に奈良商工会議所（奈良）29名参加で研修会を行いました。近年文化財の分野で広く活用されるようになってきた3D計測技術について、1月15日に横浜市立歴史博物館と共同で研修会を開催、30名（うち当協会の資格者15名参加）が参加いたしました。6月30日に静岡県埋蔵文化財センターより依頼を受け、当該職員及び希望する県内市町文化財担当職員を対象に、当協会会員会社の担当者が遺跡測量等業務についての講習会を行いました。今後も他団体との協働を行いながら、資格者の調査力向上に努めてまいります。

（8）広報委員会（山口寛広報委員長）

平成29年度埋蔵文化財調査要覧の企画・編集を行い8月に発行いたしました。

毎年協会の活動報告を行っている会報「飛天」に今号より会員会社の調査紹介等の紀要を合本し8月に発行いたしました。

考古検定のPR活動として大安場古墳（福島県）の古墳まつり、野毛大塚古墳イベント（東京世田谷区）等に参加しました。一般の親子向け料理ワークショップを7月30日に日本橋社会教育会館で開催しました。またドッキーワークショップを各行政、博物館で開催するための講師養成講座を10月1日に浜松市教育委員会、11月25日に大船渡市教育委員会のご協力に開催しました。

2. 平成29年度会議等一覧（表③）

表③　平成 29 年度会議等一覧

4月	1日	CPD 委員会
	4日	第 5 回優秀調査報告書審査会（第三者委員会）
	7日	監事監査
	14日	編集委員会・考古検定検討委員会・**理事会**
5月	12日	**定時社員総会・理事会**
	14日	CPD 委員会
	16日	編集委員会
6月	9日	**常務理事会**・四国・中国・関西地区懇談会
	14日	編集委員会
7月	4日	試験管理委員会（第三者委員会）
	5日	事業委員会・考古検定検討委員会
	7日	広報委員会
	13日	編集委員会（座談会）
	21～23日	埋蔵文化財調査士補講習会
	30日	技術研修会・親子料理 WS
8月	24日	特別講演会実行委員会
	26日	埋蔵文化財調査士補試験
9月	9日	埋蔵文化財調査士補試験・試験管理委員会（合否判定会議・第三者委員会）
	19日	考古検定検討委員会・特別講演会実行委員会
	22日	**常務理事会**・関東地区懇談会
10月	6日	**理事会**
	28日	技術研修会（奈良）
11月	6日	特別講演会実行委員会
	8日	内閣府立入検査・**理事会（書面　入会承認）**
	12日	CPD 委員会
	17日	**常務理事会**・中部北陸地区懇談会
	25～26日	行政向け料理ワークショップ、一般向け料理ワークショップ（大船渡市）
	28日	特別講演会実行委員会
12月	1日	**理事会**
	14日	考古検定検討委員会
	19日	考古検定委員会（第三者委員会）
	27日	**理事会（書面　入会承認）**
1月	15日	特別講演会実行委員会
2月	10日	特別講演会実行委員会
3月	1日	特別講演会実行委員会
	10日	特別講演会
	16日	**理事会（書面　来期事業計画書・収支予算書承認）**
	26日	文部科学大臣へ要望書提出
	30日	第 6 回優秀調査報告書審査会（第三者委員会）

●平成29年度理事会

第1回理事会　平成29年4月14日
1. 平成28年度事業報告書・収支報告について
2. 各委員会の活動について
　総務委員会、技術研修委員会、広報委員会、事業委員会、
　考古検定検討委員会、復興対策本部、編集委員会、調査士会
　準備室、連絡協議会
3. 平成29年度事業計画（予定）と組織について
4. 第8回定時社員総会について
　平成29年5月12日（金）学士会館で開催
5. その他（会費の納入時期と支払い回数について、内閣府立入検
　査の延期について、地区懇談会について）

第2回理事会　平成29年5月12日
1. 会費（特別会費）改定時期について
2. 第8回定時社員総会について
3. 会員会社社名変更について
　社名変更　文化財調査事業企業組合→みちのく文化財㈱
4. 各委員会の活動について（同右）
5. その他（四国・中国・関西地区懇談会について、埋蔵文化財調
　査要覧の特定個人情報取扱について、理事確認書類について）

第3回理事会　平成29年10月6日
1. 平成29年度収支報告（中間決算）について（承認事項）
2. 新入会会員（㈱古環境研究センター）（承認事項）
3. 各委員会の活動について（同右）
4. その他（内閣府立入検査について（11月8日）、中部北陸地区
　懇談会について（11月17日））

第4回理事会　平成29年11月8日
1. 新入会会員会社の承認（2社）八洲開発㈱、テイケイトレード㈱

第5回理事会　平成29年12月1日
1. 平成30年度収支予算案について
2. 平成30年度スケジュール案について
3. 国内登録商標更新
　（日本文化財保護協会・埋蔵文化財調査士）について（承認事項）
4. 各委員会の活動について（同右）
5. その他（内閣府立入検査について（11月8日）（報告事項））

第6回理事会　平成29年12月27日
1. 新入会会員会社の承認（1社）㈱安斉組

第7回理事会　平成30年3月16日
1. 平成30年度事業計画書について（承認事項）
2. 平成30年度収支予算について（承認事項）
3. 平成30年度スケジュールについて（承認事項）
4. 試験管理委員の交代について（報告事項）
5. 九州地区連絡協議会の開催について（報告事項）

第8回理事会　平成30年3月30日
1. 新入会会員会社の承認（2社）関東文化財振興会㈱、㈱斎藤建設

貸借対照表

平成 30年　3月 31日 現在

（単位：円）

科　　目	当　年　度	前　年　度	増　　減
Ⅰ　資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	12,271,321	13,446,645	△ 1,175,324
未収金	0	49,740,480	△ 49,740,480
前払金	17,496	0	17,496
前払費用	580,176	648,648	△ 68,472
流動資産合計	12,868,993	63,835,773	△ 50,966,780
2. 固定資産			
(1)基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2)特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3)その他固定資産			
建物	534,660	605,053	△ 70,393
保証金	410,832	410,832	0
長期前払費用	0	136,944	△ 136,944
ソフトウエア	2,878,200	864,000	2,014,200
その他固定資産合計	3,823,692	2,016,829	1,806,863
固定資産合計	3,823,692	2,016,829	1,806,863
資産合計	16,692,685	65,852,602	△ 49,159,917
Ⅱ　負債の部			
1. 流動負債			
未払金	90,825	45,785,357	△ 45,694,532
未払費用	96,768	45,093	51,675
未払消費税等	31,300	521,300	△ 490,000
預り金	47,648	0	47,648
流動負債合計	266,541	46,351,750	△ 46,085,209
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	266,541	46,351,750	△ 46,085,209
Ⅲ　正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	16,426,144	19,500,852	△ 3,074,708
正味財産合計	16,426,144	19,500,852	△ 3,074,708
負債及び正味財産合計	16,692,685	65,852,602	△ 49,159,917

平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）事業計画書

当協会は結成から14年を迎え、埋蔵文化財を中心とした民間調査組織の調査員の調査力をさらに高め、行政との良きパートナーとして積極的な協働を進めております。会員各社の「調査力」、調査員一人一人の「調査力」の更なる向上を目標に、当期は資格制度の充実、拡充を行ってまいります。

資格制度は、すでに地方公共団体で職員採用や民間調査組織の選定、調査担当技術者の要件で活用されるなど普及が進んでおります。

当期は、会員会社の調査員が埋蔵文化財調査士と埋蔵文化財調査士補を取得し、自ら継続教育していく環境の整備を行います。昨年度当協会では、埋蔵文化財調査士、埋蔵文化財調査士補の技術的な交流と相互の技術力の向上をめざし、調査士会発足準備会を立ち上げました。協会全体としての「調査力」をより大きなものにし、調査士会発足準備会を中心に技術研修会の開催、紀要の制作を行ってまいります。

当期で4期目となる技術研修会は、技術者が「調査現場で明日から使える技術」を身につけるため専門的かつ実践的な内容を中心に行ってまいります。平成29年3月に文化庁より発表された「埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術導入について1」(報告)を踏まえ、技術研修会は各団体との協働も行い、全国で行われる様々な研修会を資格者が選択し受講できるよう内容を充実させてまいります。

また、当期も第7回優秀調査報告書選考会を行い、会員が作成した調査報告書を選考し優秀なものを顕彰する表彰制度を行います。会員の調査技術の向上や調査の質の確保を図り、民間調査組織の信頼性、社会的地位の向上に引き続き取り組んでまいります。

埋蔵文化財調査士、埋蔵文化財調査士補は資格取得後5年ごとの資格更新手続きを行っております。資格者が自主的に行う継続教育（ＣＰＤ）は、資格者が意欲的に行い、資格更新を自己管理できるようＣＰＤシステムのリニューアルを前期より行っており、当期から本格稼働いたします。継続教育制度を一層充実させ資格取得者の調査力向上への指導を適切に行い、資格の確立と認知度を高めていくよう取り組んでまいります。

当期は、平成28年4月に文化庁より発表された「文化財活用・理解促進戦略プログラム２０２０の策定について」を踏まえて作成した中期ビジョンに基づき、民間調査組織の調査力の向上、人材育成、新技術開発等に取り組んでまいります。また、地区連絡協議会でそれぞれの地方で抱えている問題点を整理し、地方公共団体に具体的な提言と要望活動を行い、より一層の行政との連携・協働を図ってまいります。

平成26年10月に文化庁より発表された「適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について」(報告)、また平成29年3月の「埋蔵文化財関係統計資料」でも、全国の埋蔵文化財専門職員の数は減少しており、次世代の担い手不足が深刻となっております。当協会は技術者の育成と担い手の確保として各大学との連携を行い、インターンシップ制度を整備してまいります。

当期も、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」(平成27年6月24日復興推進会議決定)及び「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」(平成28年3月11日閣議決定)に基づき、官民連携し震災復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査委託業務を協会の公益事業として、被災地からの要望に応じ引き続き取り組むこととします。

考古検定は、これまでに発刊した過去問題集を生かし、国民により広く周知するためホームページやＳＮＳを活用して広報活動を積極的に展開することとし、考古学に親しめる考古検定を通じて社会への埋蔵文化財保護に関する知識の普及と啓蒙により一層取り組むこととします。

平成27年度より行っている親子料理ワークショップの開催は、一般向けの知識の教授という公益目的事業にふさわしいと内閣府担当者より評価いただきました。同種のワークショップは日本各地で開催されていることから、関係行政機関や博物館及び大学などの研究機関と協議の場を設け、ワークショップの活動計画や方法をより活発にし、一般向けに考古の知識の教授に邁進してまいります。

なお、当期は前期に引き続き資金調達及び設備投資は下記2．を含め実施いたします。

以上のような方針のもとで当期は次の通り事業を実施します。

1. 埋蔵文化財調査士・調査士補の資格検定試験を実施する。
2. 埋蔵文化財調査士と埋蔵文化財調査士補の資格取得者を対象に継続教育を実施するためのＣＰＤシステムの本格稼働を行う。
3. 災害復旧復興のための埋蔵文化財発掘調査の支援を行う。
4. 地区連絡協議会を設け、関係行政機関に民間調査組織利用にあたっての具体的提言を行う。
5. 第10回考古検定を実施する。（入門・初級・中級・上級・最上級クラス）
6. 平成30年度埋蔵文化財調査要覧の企画・編集を行う。
7. 考古学専門誌での埋蔵文化財に関する特集号の企画・編集を行う。
8. 技術研修と資格講習など各種講習会を実施する。
9. 埋蔵文化財発掘調査の質確保のための会員対象に第7回優秀調査報告書表彰を行う。
10. 「会報誌飛天・第2号紀要」を発行する。
11. 一般向け考古系ワークショップについて、関係行政機関、博物館及び研究機関と協議協働する。

文化財の保存・活用の新展開
―関連法律の一部改正と公益社団法人日本文化財保護協会の立場―

「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成31年4月1日から施行されることになった。

「文化財保護法の一部改正」として

（1）地域における文化財の総合的な保存・活用

（2）個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用の見直し

（3）地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

がなされ、関連して「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」として、文化財保護の事務は、教育委員会の所管であるが、条例により地方公共団体の長が担当できるようになったのである。

「文化財保護法」（昭和25年施行）は、第1条に「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」と明確に規定されている。よって、この度の一部改正は、「保存と活用」のテーゼを現在的情況に鑑みてなされたものと判断される。

文化財の保存・活用は、それが存在する地域の諸事情を勘案して「政府及び地方共同団体」の認識によって努められ実行されてきたが、その基底は飽くまで〝地域〟であった。改正の力点が、「地域を見据えた保存・活用」にあることは、まさに将来性を見通しての改正であると言えよう。それの実施にあたって文化財行政の所管は教育委員会であったが、条例によって地方公共団体の長（首長部局）が「文化財保護の事務」担当となることが可能となった。

このような一部改正は、平成29年12月の「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用のあり方について（第一次答申）」を踏まえたものと推量される。

それは、内閣官房、国土交通省観光庁の「『明日の日本を支える観光ビジョン』主要施策に係る要求・要望等について」（平成30年1月23日）を踏まえた文化庁の「文化財活用・理解促進戦略プログラム２０２０の策定について」として提示された。

保存を強調し、活用の施策として「観光」を正面に提示したものとなっている。

公益社団法人日本文化財保護協会は、会員会社がそれぞれ具備する機能を発揮して埋蔵文化財の発掘調査を中心に10年の歩みを続けてきた。その間、地方公共団体及び民間事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を支援し、協力し実績を重ねてきた。近年、これからの事業形態を超えて、埋蔵文化財の活用、さらに文化財全般の保存・活用に関する協力要請が寄せられるようになってきた。

埋蔵文化財の発掘調査のみでなく、広く文化財の保存・活用を志向する会員各社は、会社の具備する特性に即して新らたなる展開を期して着々と企画し、実行に着手している。

文化財の保存・活用の方向を「観光」分野との協調を視野に入れている法改正は、本協会が直面し検討を重ねてきた方向と軌を一にしている。

ただ、多くの会員会社が日常的に対応している埋蔵文化財の所管が、条例によって移管された場合に生じる保存活用のリスクの検討、そして文化財専門官の配置の少数化に伴う「支援事業」の遅延危惧化の対策を願いながら、この度の文化財保護法の一部改正は、法の精神をより具体的に示したもの、として受容しつつ協働の方向で進んでいきたいと思う。

平成30年9月　公益社団法人日本文化財保護協会

公益社団法人日本文化財保護協会　社員名簿

平成 30 年 7 月 1 日現在

北海道・東北地区		北陸地区	
1	㈱一測設計	1	㈱アーキジオ
2	㈱三協技術	2	㈱エイ・テック
3	三航光測	3	㈱大石組
4	㈱トラスト技研	4	小柳建設㈱
5	㈱ホクミコンサル	5	スター総合建設㈱
6	みちのく文化財㈱	6	㈱上智
関東地区		7	㈱新和測量設計事務所
1	㈲吾妻考古学研究所	8	㈱太陽測地社
2	㈱安斉組	9	日本海航測㈱
3	㈱オーシャン	10	㈱ノガミ
4	加藤建設㈱	11	藤村ヒューム管㈱
5	㈱カナコー	12	㈱古田組
6	㈲カワヒロ産業	13	㈱帆苅組
7	関東文化財振興会㈱	14	北陸航測㈱
8	技研コンサル㈱	15	㈱吉田建設
9	㈲毛野考古学研究所	関西地区	
10	建設 NRT ㈱	1	㈱アート
11	㈱古環境研究所	2	㈱アコード
12	国際文化財㈱	3	安西工業㈱
13	㈱斉藤建設	4	㈱島田組
14	㈱四門	5	橋本技術㈱
15	㈱シン技術コンサル	6	㈱文化財サービス
16	㈱測研	7	(一社) 歴史文化研究所
17	大成エンジニアリング㈱	中国・四国地区	
18	㈱玉川文化財研究所	1	㈱大地企画
19	㈱地域文化財研究所	九州・沖縄地区	
20	テイケイトレード㈱	1	㈱有明測量開発社
21	㈱東京航業研究所	2	㈱エスケイエンジニアリング
22	㈱東都文化財保存研究所	3	扇精光コンサルタンツ㈱
23	㈱トリアド工房	4	㈱九州文化財研究所
24	㈱中野技術	5	㈲九州文化財リサーチ
25	野口建設㈱	6	㈱古環境研究センター
26	㈱パスコ	7	㈱三基
27	パリノ・サーヴェイ㈱	8	新和技術コンサルタント㈱
28	㈱パレオ・ラボ	9	㈱大信技術開発
29	合同会社ヒサマツ	10	大福コンサルタント㈱
30	㈲勾玉工房 Mogi	11	㈱タップ
31	㈱武蔵文化財研究所	12	㈲ティガネー
32	山下工業㈱	13	㈱埋蔵文化財サポートシステム
33	㈱横浜技術コンサルタント	14	八洲開発㈱
34	㈱歴史の杜	15	琉球文化財㈱
中部地区		賛助会員	
1	㈱アルカ	1	㈱大林組
2	㈱イビソク	2	鹿島建設㈱
3	ナカシャクリエイテブ㈱	3	清水建設㈱
4	㈱二友組	4	大成建設㈱
5	㈱波多野組	5	㈱竹中土木
6	㈱ユニオン	6	飛島建設㈱

編集後記

本紙7頁にほぼ原文のまま掲載させていただいた、山崎秀保文化財部長が仰られた言葉にとても重みを感じました。

「文化財を観光資源として活用することは大切だが、文化財の保存に悪影響を及ぼすような活用はあってはならない」

「文化財の保存と活用は密接不可分のもので、その両方を充実していくことが必要」

「今回の改正法案は、地域社会総がかりで文化財の次世代への確実な継承を図っていこうとするもの」

ということです。

外国人観光客の増加や世界遺産登録などの目立つニュースは頻繁に報じられますが、その陰で、頻発する自然災害等による消失や損壊、心ない来訪者による盗難や損傷被害、また労働力不足・予算不足等による管理不備など、多くの貴重な文化財が被害を受けたり、傷ついたまま放置されているという、目立たないニュースがあるのも事実です。

『日本文化財保護』という名のもとに集まった当協会の会員には、どちらかというと〝目立たない方〟の調査・研究・保護に長年携わってきた会社が多いと思います。

山崎文化財部長が仰られた、〝改正法案の意図〟を正しく理解し、それぞれの調査力・技術力を更に高め、成果物という形で地域社会に伝え残していくことが、我々協会会員の重要な使命であると改めて感じました。

（広報委員長　山口　寛）

公益社団法人
日本文化財保護協会

〒 103-0006　東京都中央区日本橋富沢町 10-13-301
TEL 03-6206-2190　FAX 03-6206-2191
HP：http://www.n-bunkazaihogo.jp/
E-mail：info@n-bunkazaihogo.jp